

条 例 見 直 し 調 査

		作成年度	平成21年度
条 例 名	神奈川県生活環境の保全等に関する条例		
条 例 番 号	平成9年神奈川県条例第35号	法 規 集	第5編第1章
所 管 部 局 室 課	環境農政部大気水質課		
条 例 の 概 要	工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも 必要な 条例か。)	本条例は、公害の未然防止のために、工場及び事業場に対して大気汚染や水質汚濁などを総合的に規制するなど、環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めており、現在においても必要な条例である。 一方、関連環境法令の施行・改正に伴い法令で対応可能な部分は規定の廃止を検討する。	
	有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。)	本条例により、公害の未然防止が図られるとともに、大気や水の環境が改善されるなど、県民の生活環境の保全に有効に機能しているが、大気や土壌などの環境問題を取り巻く状況の変化に的確に対応するための改正を検討する。	指定事業所設置許可件数 平成20年度 82件 平成19年度 71件 平成18年度 82件 平成17年度 76件 平成16年度 94件
	効率性 (現行の内 容で効率 的といえ るか。)	本条例で工場及び事業場に対する規制、事業活動における環境の保全のための措置などを定めることにより、生活環境の保全に関する大気汚染や水質汚濁などの規制等を総合的に実施しており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 (県政の基 本的な方 針に適合 している か。)	本条例に規定している規制や責務は、「生活環境の保全」の推進を掲げた県の基本計画である「神奈川力構想」に適合するものである。	
	適法性 (憲法、法 令に抵触 しないか。)	本条例で規定している工場及び事業場に対する規制、事業活動における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項は、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他	法令の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 大気や土壌などの環境問題を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、法令の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。 一方、関連環境法令の整備に伴い、法令で対応可能な部分は規定の廃止を検討する。	特 記 事 項
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 無